

議案第 1 1 0 号

大田原市一般職の職員の給与に関する条例及び大田原市一般職の任期付職員の
採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市一般職の職員の給与に関する条例及び大田原市一般職の任期付職員の採用及び
給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

大田原市長 津 久 井 富 雄

大田原市一般職の職員の給与に関する条例及び大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(大田原市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 大田原市一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 大田原市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

(大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成22年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。